

平成 27 年 4 月 24 日

自転車交通安全対策に関する行政評価・監視 ＜調査結果に基づく勧告＞

総務省では、自転車の関連事故を抑止する観点から、自転車ネットワーク計画の策定状況、自転車交通安全教育の実施状況、自転車関連事故情報の提供状況等を調査し、その結果を取りまとめ、必要な改善措置について勧告することとしましたので、公表します。

【本件連絡先】

総務省行政評価局

法務・外務・文部科学等担当評価監視官室

担 当：高橋、河野

電話（直通）：03-5253-5450

F A X：03-5253-5457

E - m a i l：https://www.soumu.go.jp/hyouka/i-hyouka-form.html

※ 結果報告書等は、総務省ホームページに掲載しています。

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/hyouka_kansi_n/ketsuka_nendo/h27.html

自転車交通安全対策に関する行政評価・監視に基づく勧告(概要)

勧告日:平成27年4月24日

勧告先:内閣府、国家公安委員会(警察庁)、国土交通省、文部科学省

背景

- 自転車は対自動車事故では被害者に、対歩行者事故では加害者に。
- 自転車乗用中の事故は年間約12万件、重傷者約1万人、死者数600人(平成25年)。
(全交通事故死者数に占める自転車乗用中死者数の割合はG7中トップ)
- 年間死傷者約12万人のうち、およそ3人に2人(63.8%)に何らかの法令違反あり。
(指導警告票の交付件数は、平成25年約241万件と18年の約1.7倍、検挙件数は7,193件と12倍以上に)

(注) 現在、国会においても自転車の活用の促進を目的とする議員立法が検討されている。

調査結果

勧告

みち

【自転車通行空間の整備】

自転車ネットワーク計画策定の取組を促すための市区町村への情報提供が不十分

計画策定の必要性に関する情報の市区町村への提供が必要

ひと

【自転車交通安全教育の推進】

指導警告票の情報を自転車交通安全教育にいかしている学校あり

指導警告票情報の学校における交通安全教育への活用の推進が必要

情報

【事故データの活用】

市区町村別の自転車関連事故情報を公表している警察あり

市区町村への自転車関連事故情報の提供充実と活用が必要

目標

目標設定には様々な取組の総合性確保の効用もあり

第10次交通安全基本計画の検討過程での目標に係る論点の提示が必要

1 自転車ネットワーク計画の策定推進

背景

- 国土交通省と警察庁は、安全で快適な自転車通行空間を効果的・効率的に整備するために、市区町村による自転車ネットワーク計画（注1）の策定を推進。
- 計画の策定は、市街地のある849市区町村では53市区町村（6.2%）（注2）。

（注1） 面的な自転車ネットワークを構成する路線とその整備形態等を示す計画

（注2） 国土交通省が行った計画の策定状況に関する調査（平成25年4月時点）の結果。平成26年4月では67市区町村（7.9%）が策定

調査結果

結果報告書P14~17

- 市区町村に計画策定の取組を促すための情報提供が不十分。
→ 国土交通省は、市街化の状況・自転車利用状況・自転車関連事故のデータを用いて計画策定の必要性等を分析。これらのデータや分析結果は、必ずしも十分に市区町村に情報提供されず。

勧告

結果報告書P17

- 計画策定の必要性に関する情報の市区町村への提供（国土交通省）

2 自転車交通安全教育の推進

背景

- 若年層の自転車関連事故件数や法令違反をした死傷者に占める割合は、他の年齢層に比べ高い。
- 自転車利用者に対するルールの周知と安全教育の推進が課題。
- 学校が交通安全教育を行う際の連携機関として「警察」を挙げるものが6~8割超（注3）。

（注3） 「効果的な交通安全教育に関する調査研究」（平成25年文部科学省委託研究）

調査結果

結果報告書P25~31

- 教育委員会（教委）や学校の中には、警察との連携により、指導警告票の交付情報を自転車交通安全教育に活用しているものあり。
- 27教委中25教委が指導警告票の交付実績を未把握。
うち、10教委は、交付実績の把握の必要性を感じると回答。
同じく38中学校・高等学校中34中学校・高等学校で未把握。
うち、16校は、交付実績の把握の必要性を感じると回答。

勧告

結果報告書P31

- 指導警告票情報の学校における交通安全教育への活用の推進（文部科学省、警察庁）

3 自転車関連事故情報の活用

背景

- 市区町村における自転車交通安全対策の推進には、交通事故情報は有用。
- 交通事故情報については、警察庁が「交通事故統計」や「交通事故の発生状況」等で毎年公表。

調査結果

結果報告書P33～56

- 自転車関連事故件数等の市区町村別のデータは必ずしも公表されず。
- 都道府県警察の中には、市区町村別の自転車関連事故情報を公表しているもの、自転車関連事故発生箇所を地図上に図示しているものあり。

勧告

結果報告書P56

- 市区町村への自転車関連事故情報の提供充実と活用（警察庁、内閣府）

※ 例えば、総務省統計局が提供する「jSTAT MAP」を活用すれば、データを重ね合わせた地図を作成し、交通安全の取組に役立てることも可能。

4 自転車交通安全対策の目標

背景

- 自転車交通安全対策は、自転車通行空間の整備、交通安全教育等様々な取組に広がり。
- 現行の第9次交通安全基本計画に資するために行われた調査^(注4)では、科学的根拠を有する目標値設定は困難との考察あり。

(注4) 平成21年度「道路交通安全に関する基本政策等に係る調査」

調査結果

結果報告書P57～62

- 目標設定により、様々な取組からなる自転車交通安全対策において取組全体に総合性を与え、施策全体としての進展が期待できる。
- 国などの上位計画での数値目標がないことを原因・遠因として、数値目標を設定していないと考えられる地方公共団体あり。

勧告

結果報告書P62

- 第10次交通安全基本計画の検討過程での目標に係る論点の提示（内閣府）

路上調査結果（参考）

【自転車交通ルールの遵守状況】

- 路上調査結果:9管区行政評価局等において計144か所を調査。車道通行原則違反(37.1%)、自転車道以外の通行(24.3%)、ライト未点灯(24.1%)、車道左側通行違反(15.9%)など各種の法令違反あり(注1)。
- ルールの認知率は9割以上。ルールを守らない理由は「通行環境が不十分」「違反をしても事故を起こす可能性は低い」など(注2)。

(注) 1 1時間当たりの自転車通行台数が50台以上の8都府県(山形県、東京都、新潟県、愛知県、大阪府、岡山県、香川県、福岡県)の82か所
2 「自転車に係る法令順守意識等に関するアンケート調査」(警察庁 平成23年)

主な自転車交通ルールの遵守状況

(単位:台、%)

主な自転車交通ルール	通行台数	違反等台数	違反等率
車道通行原則	4,793	1,780	37.1
車道左側通行	4,046	643	15.9
自転車道の通行	1,008	245	24.3
並進等禁止	12,828	672	5.2
信号の遵守、一時停止	5,292	298	5.6
二人乗りの禁止	12,828	23	0.2
携帯・傘差し運転の禁止	12,828	353	2.8
イヤホン禁止	12,828	1,079	8.4
ライト点灯	681	164	24.1

(注) 1 当省の調査結果による。

2 表中の「違反等」とは、道路交通法違反ではないものが含まれる可能性があることを示す。

(13歳未満の子供や70歳以上の高齢者等が車道を通行しない場合など。違反等台数の算出の考え方は結果報告書P22参照。)